

いじめの防止等のための基本的な方針



皆野町立皆野小学校

はじめに

本校では、学校教育目標『自ら学び 心豊かに たくましく生きる児童の育成』のもと、「笑顔でなかのよい子・のびのびたくましい子・気づき考える子」の知徳体のバランスがとれた児童の育成に努めています。その中で、目指す児童像の一つに「笑顔で なかのよい子」があります。本校の児童は、素直で明るく、人なつこい児童が多いです。反面、ともに学校生活を仲よく営んでいるが児童同士の関わりの中で、悩みや問題を抱えている児童も少なくありません。「いじめは、いつ、どこで、誰にでもおこりうる」という考えのもと、問題によって解決が遅れば深刻ないじめ問題に発展してしまうことがあることを全ての教職員で共通理解を図っています。また、早期発見・初期対応のために、教職員だけでなく、児童・保護者・地域とも共通理解を図り、その予防と解決に取り組んでいくことが大切であると考えます。

そこで、本校では、主に以下の対策を立て、いじめ防止に取り組んでいます。

- ①年間10回、全校児童を対象とした「こころのアンケート」を実施し、いじめの早期発見・早期解決に向けて取り組んでいます。
- ②職員会議後、生徒指導情報交換会の時間を設定し、児童の様子・状況を全職員で共有し、生徒指導上の課題解に向けて共通理解のもと指導に当たれるようにしています。
- ③児童の意識を高めるため、全学級で「いじめ・思いやり」に関わる道徳または学級活動の授業を行っています。
- ④家庭・地域・関係機関との連携を重視し児童の指導にあたっています。連絡帳の活用、電話連絡、家庭訪問等を行い、家庭との連絡を密にしています。また、いつでも保護者との面談ができるように、SSW や SC との面接の場を設定し、指導に活かしています。

皆野小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「皆野小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

1 いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが、心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める事を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、皆野町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(いじめの防止)

いじめとはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 教師の言動・姿勢

- ア、児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- イ、自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ウ、いじめられている児童を守ることを最優先に指導・支援することを念頭に置いて対応に当たる。

(2) 学級づくり

- ア、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- イ、児童が自分の周りの様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ウ、児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

(3) 学習指導

- ア、「学ぶ喜びを味わわせる授業」が、いじめを予防する手立てとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

(4) 保護者同士のネットワークづくり

- ア、学級担任等がコーディネイト役となり、保護者同士のネットワーク作りを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめの防止

- ア、特別活動等を活用して、ネット問題について児童の理解を図る。
- イ、保護者の意識啓発のため、保護者対象ネット意識啓発の情報提供を行う。

(早期発見)

- (1) 日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(いじめに対する措置)

(1) いじめている児童への指導(「New I's」参照)

- ア、いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- イ、いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(2) いじめられている児童への支援

- ア、「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。

(3) 周りではやし立てる児童への対応

- ア、はやし立てることは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

- ア、いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- イ、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(5) 皆野町教育委員会への報告

- ア、法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を皆野町教育委員会へ速やかに報告する。

(本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置)

- (1) 本校は、いじめ防止等の対策を行うための常設の組織として「皆野小学校いじめ防止委員会」を設置する。生徒指導部会を母体都市、管理職、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学級担任、養護教諭を構成員とする。必要に応じてSSW、SC、学校医、PTA会長などの参加を図りながら対応する。
- (2) 皆野町教育委員会が本校における調査が困難と判断したには場合には、皆野町教育委員会の「(仮称)いじめ問題調査審議会」による調査を行うものとし、その調査に協力する。
- (3) 本校のいじめ防止委員会の具体的な役割は、次のとおりである。
 - ア、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - イ、いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ウ、情報の収集と記録、共有を行う役割
 - エ、いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- (2) 重大事態が発生した場合、本校は皆野町教育委員会へ事態発生について報告する。
- (3) 本校は、いじめ防止委員会により当該重大事態に関する調査を行う。
- (4) 重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (5) 上記(4)の調査を行ったいじめ防止委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及び保護者に適切に提供する。
- (6) 上記(4)の調査結果は、皆野町教育委員会へ報告する。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ防止委員会において毎年度、皆野小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、皆野小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

《資料》年間行事予定

月	いじめ防止に関する主な年間行事予定
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年、各教科、各委員会、各分掌における「いじめ防止基本方針」における取組の策定 ・新学年・新クラスでのいじめ防止教育(各学年・生徒指導部) ・企画委員会:「学校基本方針」策定 ・「こころのアンケート」の内容検討(教育相談部)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権作文の作成(人権教育部) ・第1回児童理解研修会 ・第1回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・第3回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施 ・第1回生徒指導調査に係る実態アンケート
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権標語の作成(家庭との協力) ・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修の実施(生徒指導部) ・町教職員人権教育研修会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業明けの児童把握・理解 ・第4回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅強調月間 ・第6回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施 ・非行防止教室の実施 ・第2回児童理解研修会 ・人権週間での人権教室・人権作文朗読・人権標語の掲示・DVD視聴・「人権感覚プログラム」を活用した授業の取組 ・スマートフォン等に係る実態アンケート(4～6年生) ・「子ども安全見守り講座」の実施 ・薬物乱用教室の実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施 ・第2回生徒指導に係る実態アンケート ・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回「こころのアンケート」(いじめ把握・指導)の実施 ・「学校いじめ防止基本方針」今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討
年間を通して	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・生徒指導委員会の開催 ・ネットいじめ防止及びネット利用啓発(情報教育部・生徒指導部) ・「彩の国の道徳」を活用した時間(他人との関わりに関することとして・人間としての在り方生き方とのかかわりとして・集団・社会とのかかわりとして・自然等とのかかわりとして)(道徳教育部)